

# 第7号議案

平成28年2月21日

## 倉橋部町グリーンファーム定款の一部変更について（案）

現 行	変更後
<p>(役員の任期)</p> <p>第27条 役員の任期は、就任後<u>3年</u>以内に終了する最終の事業年度に関する通常総会の終了の時までとする。ただし、補欠選任および法第95条第2項の規定による改選によって選任される役員の任期は、退任した役員の残任期間とする。</p> <p>2 前項ただし書きの規定による選任が役員全員にかかるときは、その任期は、前項ただし書きの規定にかかわらず、就任後<u>3年</u>以内に終了する最終の事業年度に関する通常総会の終了の時までとする。</p>	<p>(役員の任期)</p> <p>第27条 役員の任期は、就任後<u>2年</u>以内に終了する最終の事業年度に関する通常総会の終了の時までとする。ただし、補欠選任および法第95条第2項の規定による改選によって選任される役員の任期は、退任した役員の残任期間とする。</p> <p>2 前項ただし書きの規定による選任が役員全員にかかるときは、その任期は、前項ただし書きの規定にかかわらず、就任後<u>2年</u>以内に終了する最終の事業年度に関する通常総会の終了の時までとする。</p>

### 附則

この定款は、平成28年 月 日から改正実施する。